

業務委託契約における反社会的勢力排除のための事項（コンプライアンス宣言）

（契約の解除）

第一条 行政書士うつみあつこ法務事務所（以下「甲」という。）は、依頼者若しくは依頼者からの業務委託関係者（以下「乙」という。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 4 暴力団準構成員
- 5 暴力団関係企業
- 6 総会屋等
- 7 社会運動等標ぼうゴロ
- 8 政治活動等標ぼうゴロ
- 9 特殊知能暴力集団
- 10 その他前各号に準ずる者

二 甲は、乙が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 1 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- 2 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- 3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- 4 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- 5 その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

三 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、通告せずに本契約を解除することができる。

- 1 暴力的な要求行為
- 2 法的な責任を超えた不当な要求行為

（損害賠償）

第二条 甲が本条各項各号の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は賠償を行わない。また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。